

第4章

ローン・預金・自己破産

④－1【住宅ローン支払義務】

Q 住宅ローン（借入金）がまだ残っているのに自宅（建物）が倒壊してしまいました。住宅ローンは払わなければいけないのでしょうか。

A

住宅ローンの支払義務は、金融機関との間の金銭消費貸借契約に基づくものです。建物が倒壊したとしても、当該支払義務は当然には消滅しません。住宅ローンは支払う必要があります。

ところで、被災者は自宅を建てなおすなど、生活再建のために新たな資金需要が生じるのですが、旧債務が残っているために十分な資金調達ができないという問題に直面します（いわゆる二重債務問題）。

その問題に対処すべく、現在では、「自然災害被災者債務整理ガイドライン」が策定され、災害の際に適用が行われています。

この「自然災害被災者債務整理ガイドライン」については、Q④－36 以下で解説します。

また、税務申告への対応は第9章を参照してください。

④－2【銀行の連絡先】

Q ローンの支払について交渉したい場合、どこに連絡すればよいでしょうか。

A

基本的には各金融機関のウェブサイト等を確認することになります。

④－3 【遅延損害金】

④－3 【遅延損害金】

Q 震災の影響で、ローン（借入金）の支払が期日に間に合いませんでした。遅延損害金を支払う必要があるでしょうか。

A

「震災の影響」というものが、いわゆる不可抗力（取引上要求される注意を払っても防止しえない外部的な事情）に該当したとしても、民法 419 条 3 項により、ローンなどの金銭債務に関する損害賠償には不可抗力の抗弁が排除されていますので、遅延損害金の支払を免れることはできません。

したがって、法律上は遅延損害金を支払う義務があります。

しかし、実際には、被災状況に鑑み、各金融機関においても柔軟な対応が行われることも多いため、各金融機関に確認するのがよいと思われます。

もし、どうしても遅延損害金を支払えないなどといった事情がある場合には、自然災害被災者債務整理ガイドラインに基づく債務整理の他、一般的な債務整理による手続をとることもできますので、早めに弁護士などの専門家に相談を行うことをお勧めいたします。

自然災害被災者債務整理ガイドラインの内容については、④－36 以下で解説します。

④－4【期限の利益喪失約款は適用されるか】

Q 震災の影響で、ローン（借入金）の支払が期日に間に合いませんでした。契約書では、ローンの支払を1回でも遅らせると残額を一括で払わなければならないとされています（期限の利益の喪失約款）。地震の影響でローンを支払えなかった場合でも、この条項は適用されるのでしょうか。

A

期限の利益喪失約款がある以上、不可抗力による支払の遅れであっても期限の利益を喪失するのが原則です。

しかし、過去の大地震の際には住宅金融支援機構（当時住宅金融公庫）をはじめとする金融機関は、期限の利益を喪失させるという運用をとっていないことが多かったようです。したがって、まずは、債権者に対し、当該震災によってローン（借入金）を支払えなかった場合について、どういう対応をとっているのか問い合わせてみるべきと思われます。

仮に、債権者よりローン（借入金）の残金を一括で請求され、支払ができないという場合でも、自然災害被災者債務整理ガイドラインに基づく債務整理の他、一般的な債務整理による手続をとることもできますので、早めに弁護士などの専門家に相談を行うことをお勧めいたします。

自然災害被災者債務整理ガイドラインの内容については、④－36 以下で解説します。

④ー5 【担保目的物の消滅による追加担保の要否】

④ー5 【担保目的物の消滅による追加担保の要否】

Q 借金の担保に入れていた自宅（建物）が倒壊してしまいました。契約書では、担保が滅失した場合には追加担保を立てなければいけないとされています（増担保請求）。震災で自宅が倒壊した場合でも、追加担保をしなければならないのでしょうか。

A

債務者の責に帰すことのできない事由に基づく抵当建物の滅失であっても、特約がある場合には、追加担保を設定する義務が発生します。ただし、地震による抵当建物喪失の場合でかつ債務者に増担保として提供すべき財産がないときに、抵当権者が特約により期限の利益の喪失を求めることは権利濫用に当たり許されないという見解もあります。

ちなみに、過去の例では大手都市銀行は追加担保を求めない旨の特別措置をとる方針を採用したこともあったとのことでした。

仮に、債権者が追加担保を求めない旨の特別措置をとらなかった場合、期限の利益の喪失などを債権者は主張するものと思われます。その場合については、④ー4 【期限の利益喪失約款は適用されるか】を参照してください。

④－6 【担保目的物の消失による期限の利益喪失】

Q 借金の担保に入れていた自宅（建物）が倒壊してしまいました。契約書では、担保の価値が著しく減少した場合には残金を一括で払わなければならないとされています（期限の利益喪失約款）。震災で建物が倒壊した場合でも、この条項は適用されるのでしょうか。

A

特約上、債務者の責めに帰さない事情による担保価値の減少の場合であっても期限の利益の喪失事由条項がある場合には、震災による担保価値の減少のケースでも期限の利益を喪失すると考えられます。したがって、今回のケースでは、期限の利益喪失約款が適用されて、期限の利益を喪失することになるのが原則です。

しかし、過去の大地震の際には、住宅金融支援機構（当時住宅金融公庫）をはじめとする金融機関は、期限の利益を喪失させるという運用をとっていないことが多かったようです。

仮に、債権者がこのような運用をとらず、期限の利益の喪失を主張した場合については、④－4 【期限の利益喪失約款は適用されるか】を参照してください。

なお、担保目的物の消失による抵当権の消滅については、②－9 【全壊建物の抵当権の帰趨】を参照してください。

④ー7 【建物修繕費用の融資制度】

④ー7 【建物修繕費用の融資制度】

Q 地震で自宅（建物）が損壊してしまったので修理しようと思います。修理代金を融資してくれる制度はありますか。

A

1 国・自治体からの融資

「災害援護資金」「生活福祉資金」「母子父子寡婦福祉資金」の融資制度があり、国や自治体から低利の融資を受けることができます。ただし、被害の程度により限度額があり、所得制限もあります（内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」〈<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>〉参照）。

2 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

①被災した住宅の補修・再建に関する、無料の診断及び相談を実施、②被災した住宅の補修・再建資金に対し、低利の融資の実施を行うという支援が準備されています。

融資を受けるには、「罹災証明」の提出など、手続がありますので、詳しくは住宅金融支援機構に問い合わせてみてください（問合せ先・災害専用ダイヤル：0120-086-353）。

同機構の定める基準を満たしている場合には、融資の日から1年間の元金据置期間の認められた融資（災害復興住宅融資）を受けることができます。

3 給付型の支援

融資制度以外にも、一定の要件を満たす場合には、被災者生活再建支援制度など給付型の支援制度もありますので利用を検討すべきです。例えば、被災者生活再建支援法に基づく制度を利用すれば、自宅が全壊した場合には100万円の被災者生活再建支援金を受給できます。

④－8【建物再築費用の融資制度】

Q 地震で自宅（建物）が全壊してしまったので、再築しようと思います。
新築代金を融資してくれる制度はありますか。

A

1 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

①被災した住宅の補修・再建に関する、無料の診断及び相談を実施、②被災した住宅の補修・再建資金に対し、低利の融資の実施を行うという支援を準備されています。

融資を受けるには、「罹災証明」の提出など、手続きがありますので、詳しくは住宅金融支援機構に問い合わせてみてください（問合せ先・災害専用ダイヤル：0120-086-353）。

同機構の定める基準を満たしている場合には、融資の日から1年間の元金据置期間の認められた融資（災害復興住宅融資）を受けることができます。

2 給付型の支援

被災者生活再建支援法に基づく制度を利用すれば、自宅の再建方法（建設・購入、補修、賃借）に応じ、50万円から200万円の被災者生活再建支援金を受給できます。

④－９【液状化現象による建物の損壊と融資制度】

④－９【液状化現象による建物の損壊と融資制度】

Q 地震に起因する地盤の液状化現象で、自宅（建物）が傾いてしまいました。自宅を修理又は新築したいと思うのですが、その代金を融資してくれる制度はありますか。

A

住宅金融支援機構は、東日本大震災の際、液状化現象による住宅の損壊についても融資の対象にするとの回答をしています（災害専用ダイヤル：0120-086-353の回答）。融資の可否については、当該震災における住宅金融支援機構の取扱いによると思われますので、一度問い合わせてみるべきかと思われます。

なお、東日本大震災の際においても、融資の対象となっていたのは、あくまでも建物の損壊に対する融資となっていました。液状化現象によって土地が損壊しても、建物の損壊がない場合には、融資の対象にはならない可能性があります。

国や自治体による融資制度に関しても液状化現象による被害が支援の対象になるか否かに関しては、各都道府県市区町村に問い合わせてください。

なお、液状化による建物の損壊と罹災証明については、⑧－10【被害認定の判断基準】を参照してください。

④－10【クレジットの支払と遅延損害金】

Q 災害で銀行が閉鎖され、クレジットの支払ができませんでした。このような場合でも遅延損害金は支払わなければならないのでしょうか。

A

「災害で銀行が閉鎖」はいわゆる不可抗力（取引上要求される注意を払っても防止しえない外部的な事情）に該当すると思われますが、民法419条3項により、ローンなどの金銭債務に関する損害賠償には不可抗力の抗弁が排除されていますので、遅延損害金の支払を免れることはできません。したがって、法律上は遅延損害金を支払う義務があります。

もっとも、平成23年3月14日、経済産業省は、東日本大震災で被災した中小企業の債務のうち、地震発生後に返済期日を迎えたものについて、遅延損害金を免除するとの発表をしました。日本政策金融公庫や商工組合中央金庫など政府系金融機関が返済期日にさかのぼった上で条件変更に対応する措置を導入することで、中小企業は政府系金融機関に対しては遅延損害金の支払を免れることとなりました（中小企業庁ウェブサイト〈<https://www.chusho.meti.go.jp/eartquake2011/110314TohokuEarthquake.htm>〉）。

このように金融機関によっては、震災の影響に配慮した特別措置をとる場合もあると思われますので、問い合わせてみてください。

④－12【自動車の所有権留保特約】

④－11【自動車ローン】

Q 津波で自動車が流されてしまいました（滅失）。この自動車のローンがまだ残っているのですが、払い続けなければならないでしょうか。

A

ローンの支払義務は、金融機関との間の金銭消費貸借契約に基づくものです。建物が倒壊したとしても、当該支払義務は当然には消滅しません。したがって、原則として自動車ローンを支払わなければなりません。

ただし、過去の大地震の際には、政府系金融機関をはじめ、民間の各金融機関でも据置期間の延長や一定期間の支払の猶予、弁済ないし償還期間の延長などの軽減措置を打ち出しました。その他の震災に関しても同様の軽減措置を各金融機関が行う可能性はありますので、ご利用の金融機関に連絡をとり、率直に被災状況と窮状を説明することが大切だと思います。

④－12【自動車の所有権留保特約】

Q 災害の混乱で、自動車が盗まれました。自動車には所有権留保が付されていたので、これを実行してもらうことで自動車ローンを清算できないでしょうか。

A

所有権留保を実行するかどうかは、債権者の判断によります。債務者の側で所有権留保の行使を請求することはできません。

自動車が盗難されてしまったのであれば、債権者は所有権留保を実行すると

いう判断はしないでしょう。

自動車の盗難保険の支払を受けることができるのであれば、それを返済に充てるのがよいと思われます。

④－13【リース物件の滅失】

Q リースで借り入れていた冷蔵庫や什器が災害で破損してしまいました。リース残代金の支払義務はありますか。また、新たな物件を提供するよう請求ができますか。

A

まずは契約書をみて、特約があるかどうか確認してください。

危険負担の債務者主義を定める民法 536 条からは、リース物件が不可抗力の震災により消失あるいは損壊した場合、当該リース物件を使用収益させる債務を負担するリース業者が危険を負担することが原則です。この債務者主義の原則に基づけば、リース料を支払う必要はないこととなります。また、賃貸借について定める民法 611 条からは、滅失部分に応じたリース料の減額請求及び残存部分のみでは目的が達成できない場合における解除が認められることとなります。

しかし、リース契約では、これらの民法の規定を排除する特約が定められていることが通常です。すなわち、リース期間中にリース物件が不可抗力により滅失又は毀損した場合、ユーザーに契約解約権はなく、約定の損害金を直ちに支払う義務を負うとされていることが多いのです。

また、滅失部分に応じたリース料の減額及び残存部分のみでは目的が達成できない場合における解除も排除されていることが多いです。そして、新たなリース物件の請求権は認められていません。

もっとも、現実には、震災の状況に鑑み、リース料が減免されたり、支払延

④－14 【通帳や銀行カードの喪失】

期等の余地があるので、急な支払は避け、まずは交渉すべきでしょう。

④－14 【通帳や銀行カードの喪失】

Q 銀行預金通帳や銀行カードなど、全て災害の混乱で紛失しました。このような場合でも銀行預金を引き出せますか。

A

金融庁は、東日本大震災の際、災害の規模と被害の大きさに鑑みて、金融機関に対して、大まかに次のような要請を発出しています（金融庁ウェブサイト〈<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/deposit.html>〉）。

- ・ 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- ・ 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。

東日本大震災後も、災害救助法の適用がある災害の際には、同様の要請が出されていますので災害の規模によっては、東日本大震災の際と同様の取扱いを金融庁や金融機関がとることが考えられます。本人確認のための運転免許証、保険証、身分証明証等を用意の上、金融機関に問い合わせを行うとよいでしょう。

ちなみに、日本銀行ウェブサイト〈<https://www.boj.or.jp/about/bcp/fso/index.htm>〉に、過去の災害における金融上の特別措置についてまとめられています。

災害が起きるごとに更新されていますので、こちらのウェブサイトも確認するとよいでしょう。

④－15【身分証明書の喪失の場合の本人確認】

Q 運転免許証や保険証などの身分証明書が、全て災害の混乱で紛失してしまいました。このような場合でも銀行預金を引き出せますか。

A

④－14【通帳や銀行カードの喪失】の金融庁の要請と類似の要請が発出されている場合には、各金融機関は、杓子定規ではなく、個別事情を考慮した対応をとってくれると考えられます。まずは各金融機関に問い合わせを行うとよいでしょう。

もっとも、預金者との同一性を十分に確認することなく、金融機関が預金者以外の者に払い戻しをしてしまった場合には、その責任は当該金融機関が負うことになります。したがって、震災という事情があっても、金融機関としては、できるだけ本人確認を厳密に行いたいと考えるのが普通です。できる限り本人確認に役立つ資料を準備することがよいでしょう。

ちなみに、総務省は、東日本大震災の際、身分証明書などをなくした住民が住民票の写しの交付を求めてきた場合でも、本人確認ができれば交付することが可能とする通知を地方自治体に出しており、同省は身分証明書によらない本人確認方法として、（１）同一世帯の住民基本台帳の記載事項を口頭で述べさせる（２）職員が交付の請求者と面識がある、といった方法をあげています。

震災の規模によっては、同様の取扱いとなることも考えられますので、その場合には住民票が本人確認の資料になります。

④－17 【第三者によるクレジットカードの無断使用】

④－16 【預金の第三者による無断引き下ろし】

Q 震災後、私の知らないところで銀行預金が第三者に引き出されたようです。私の銀行預金は返してもらえるでしょうか。

A

銀行が第三者に対して行った払い戻しは、弁済受領権限のない者に対する弁済ですので、本来であれば無効であり、相談者は預金の支払を求められるはずです。

もっとも、銀行の第三者に対する払い戻しが、銀行に過失がなく、債権の準占有者に対する弁済にあたるときは、預金の払い戻しは認められません（民法478条）。まずは、今回の銀行預金の払い戻しが、どのような状況でなされたかを、銀行に問い合わせ確認してください。

④－17 【第三者によるクレジットカードの無断使用】

Q 震災でクレジットカードを紛失してしまいましたが、後に第三者がこのカードを使ったようです。私はこの使われた分を支払わなければならないのでしょうか。各種電子マネーを第三者に使われてしまった場合はどうでしょうか。

A

相談者が責任を負うか否かは、「会員規約」の内容によります。多くの会員規約（UCカード等）は、原則として会員の責任としつつ、会員が速やかに紛失・盗難の事実を警察署とカード会社に届け出ている場合には、届出を受理し

た日の60日前以降に発生した支払については、会員の支払を免除するという内容になっています。したがって、紛失届をできるだけ早急に提出することが重要となります。

また、多くの場合にはカード盗難保険によって損害が填補されるという仕組みにもなっているようです。

各種電子マネーについても、当該サービスを提供している業者との規約等に不正利用の場合に関する規定があるはずであり、この規定に基づき処理されます。

このように、第三者によるクレジットカードや電子マネーの不正利用に合った場合でも、救済される方法がありますので、関係各社に事情を説明して相談してみてください。

④－18【被相続人・他の相続人の行方不明と銀行預金】

Q 銀行預金の名義人である父が震災で死亡しました。母と兄妹も行方不明になっています。私は父の預金を引き出すことができるのでしょうか。

A

令和元年7月1日に施行された改正民法により、被相続人の遺産に属する預貯金債権について、一定の限度額がありますが、相続人が単独で行使できるようになりました（民法909条の2）。したがって、父の預貯金については、父が死亡したことがわかる資料を持参の下、まずは各銀行にて手続を行うべきです。

この制度の限度額を超える預貯金の引き出しについては、銀行実務上、相続人全員の同意書や遺産分割協議書の提出がなければ相続人1人からの払戻請求には応じていないのが実情です。したがって、本来であれば、母や兄妹の同意書等がなければ父の預金を引き出すことはできません。

④－19 【債権者の行方不明】

しかし、東日本大震災では、銀行は、被災者の当面の生活資金を目的として、払戻請求について、柔軟な対応をしていたようです。

具体的には、銀行職員が親族と面談の上、「預金者本人の氏名・生年月日等」「預金者との関係」等を確認することで払戻に応じるという運用をしていたようです。

民法が改正され、相続人であれば一定の金額の預貯金を受領できるようになった現在、東日本大震災の際と同じ対応を銀行がとるかどうか不明ですが、銀行への問い合わせを行ってみるべきです。

また、行方不明者の財産管理については③－1 【死亡者の財産管理と相続】を参照してください。

④－19 【債権者の行方不明】

Q 知人から借金をしていて、これを返したいのですが、震災以来この知人と連絡がとれません。どうしたらよいでしょうか。

A

仮にその知人が死亡していた場合、その債権は相続人に相続されます。死亡が確認されず行方不明のままであっても認定死亡（戸籍法 89 条）又は失踪宣告（民法 30 条 2 項）がなされ、債権が相続される可能性があります。これらの場合には、借金は相続人に返済することになります。

ただし、知人が死亡しているのか、相続人は誰なのか、失踪宣告等はなされるのか、といった事実関係を確認するまでは時間がかかることも予測されますので、その間の遅延損害金の発生を避けるために、供託（民法 494 条：債権者不確知）を検討するのがよいと思います。

④—20 【保証人の行方不明】

Q 保証人を立てて借金をしたのですが、震災後、この保証人と連絡がとれません。どうしたらよいでしょうか。

A

保証人が死亡している場合には、相続人に保証債務が相続されます。行方不明の場合には、認定死亡（戸籍法 89 条）又は失踪宣告（民法 30 条）がなされると相続人に保証債務が相続されます（③—11 【行方不明者（安否不明を含む）の相続】 参照）。この相続人が行為能力者でありかつ弁済をする資力を有する場合には、主たる債務者にとって特段の問題はありません。

相続人が行為能力者ではなかったり、弁済する資力がなかったりすると、主たる債務者は、民法 450 条 2 項により、あらためて保証人を立てる義務を負う可能性があります。この義務があるか否かは、当該借金に際して、債権者との間で、あなたが保証人を立てる義務を負うという内容の契約を締結していたか否かによります。

仮に、あらためて保証人を立てる義務を負う場合でも、今回の震災に対しては、各金融機関が特別の措置を認める場合がありますので、各金融機関に問い合わせてください。

④ー21【ローンの支払不能と手続の選択】

④ー21【ローンの支払不能と手続の選択】

Q 大震災で勤務先の会社が倒産して、失業してしまい、もうローンを返すことができません。どうしたらよいでしょうか。

A

ローンの支払義務は地震によって消滅しません。ただし、震災により支払ができなくなった場合に、貸主である金融機関が直ちに強硬な取立手段をとることは限りません。金融機関に当面の支払ができなくなった事情を連絡した上で、あなたの現在の財産と将来の収入見込みを把握して、返済計画を立案するか、債務整理して倒産処理するかを検討する必要があります。家屋の倒壊の場合の地震保険等、保険によりカバーされているものがないかどうか確認してください。

また、自然災害被災者債務整理ガイドラインも策定されていますので、このガイドラインに基づく大幅な債務整理ができる可能性もあります。その他、破産や個人再生等といった法的措置も検討できますので、個々人の状況に合った手続が何なのか、弁護士等の専門家に相談することをお勧めします。

自然災害被災者債務整理ガイドラインについては④ー36 以下で詳しく解説します。

④—22【破産手続と信用情報】

Q 地震を理由に破産申立てをしても、いわゆる金融機関のブラックリスト（信用情報）に載りますか。

A

東日本大震災時、信用情報機関である株式会社日本信用情報機関、CIC、一般社団法人全国銀行協会は、「遅延情報」の取扱いについて特別措置を設けました。すなわち、信用情報機関の加盟会員が被災地域の顧客に対して返済又は支払を猶予した場合には、遅延情報の登録基準（入金予定日から3か月以上何ら入金がないこと）に該当した場合であっても、遅延情報として登録しないという運用をしたようです。

震災の規模によっては、同様の運用がとられる可能性もありえます。ただし、破産など「債務整理」の情報に関する特別措置までとられるかは不明です。

④—23【管財費用の要否】

Q 不動産を所有していると、破産を申し立てる際に管財費用（予納金）が必要と言われました。震災の影響で、自宅（家屋）の基礎が崩れ、家が傾いてしまいましたが、このような場合でも管財費用を支払わなければならないのでしょうか。

A

不動産を所有していると、原則として、管財費用が必要となる管財事件とな

④-24 【生活再建支援金・義援金と破産手続】

ります。その理由は、一般に不動産は資産価値が高く、これを換価することで破産財産を増殖することができる可能性があると考えられているためです。

震災の影響で、自宅の基礎が崩れ、家が傾いたとのことですが、それがどの程度深刻なものであるかにより、資産価値の有無が判断されます。仮に資産として評価できない程深刻な損傷であれば、そのことを破産申立ての際に疎明することで、管財費用を必要としない同時廃止手続を利用することも可能となります。

④-24 【生活再建支援金・義援金と破産手続】

Q 破産申立てを考えているのですが、急場の生活再建をしなければならず、生活再建支援金や義援金を受領しようと思うのですが、注意するべき点はないでしょうか。

A

従来の考え方では、生活再建支援金や義援金は他の資産と分けて考えることができないとされていました。

しかし、現在では、自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律が施行され、自然災害の被災者又はその遺族の生活を支援し、これらの者を慰藉するなどの目的のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県や市区町村が一定の配分の基準に従い被災者に交付した金銭について、その請求権や、交付を受けた金銭が、差押禁止財産と規定されました。

生活再建支援金や義援金はこの規定に該当すると思われますので、これらの金銭も差押禁止財産と考えてよいと思われます。

したがって、義援金等を受領して破産申立てをする場合、義援金等は法定の自由財産（破産法 34 条 3 項）となります。資産状況にもよりますが、義援金等を受領したとしても、同時廃止事案となる可能性もあります。

④—25 【金銭の寄付と破産】

Q 破産を予定しています。手元にいくらかの現金がありますが、これを義援金として寄付することに問題はありますか。被災した家族の支援としてお金を渡した場合は問題あるでしょうか。

A

破産法 160 条 3 項は、「破産者が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為」は破産手続開始後に否認することができる」と規定しています。義援金の寄付は無償行為ですので、支払停止（例えば手形の不渡りや夜逃げ等）後や、その 6 か月前に寄付をすると無償行為否認の対象となります。そうすると破産手続開始後に破産管財人により否認権が行使され、寄付の相手方に対して寄付金相当額の返還請求することになります。被災した家族に生活の支援としてお金を渡した場合も、基本的には同様の解釈になると思われます。

また、破産法 252 条 1 項は、債権者を害する目的で財産の隠匿や債権者に不利益な処分をする行為（1号）、浪費によって著しく財産を減少させる行為（4号）を免責不許可事由として規定しています。義援金の寄付や被災した家族への支援金が直ちにこれらの免責不許可事由に該当するわけではありませんが、寄付の額や支払われた状況によっては財産の隠匿が疑われるおそれがあります。また、金額によっては浪費等による財産減少行為と評価されるおそれがあります。

④—26 【生活再建の為に買い物と破産手続】

④—26 【生活再建の為に買い物と破産手続】

Q 弁護士に債務整理（破産申立て）を依頼していた最中に、震災に遭ってしまいました。生活再建のために高額な買い物せざるを得ないのですが、問題はないでしょうか。

A

せっかく購入した物が破産財団に属してしまうと換価されるので購入した意味が無くなってしまいます。購入する物は、その物が破産財団に属しない自由財産（破産法 34 条 3 項）と判断されるであろう物に限るべきでしょう。具体的には、差押禁止動産（民事執行法 131 条）に該当する物に限って購入するのが安全です。「生活再建のための高額な買い物」が例えば漁業を営む者の漁網など、業務に欠くことのできない器具に当たる場合（同法 131 条 5 号 6 号）には、その後破産手続が開始しても破産財団に属さないという扱いがなされると思われます。

また、高額な買い物をする為に、ローンを組む場合には、相手に対して「詐術」（破産原因があるにもかかわらずないと信じさせること）を行わないように気をつけてください。免責不許可事由に該当します（破産法 252 条 1 項 5 号）。

④－27【弁護士の介入後の借入行為】

Q 弁護士に債務整理（破産申立て）を依頼していた最中に、震災に遭ってしまいました。介入通知も出しています。生活再建のために各種の融資制度を受けたいのですが、問題はないでしょうか。

A

介入通知を出したことにより、信用情報機関の登録がなされますので、その信用情報機関に加入している業者は、貸出を控えるのが普通です。ですので、融資を受けるのは難しいかもしれませんが、各金融機関に問い合わせしてみてください。

なお、破産を検討していることを秘して融資を申し込むことは「詐術」（破産原因があるにもかかわらず信じさせること）に該当すると考えられます。これは破産手続との関係では免責不許可事由（破産法 252 条 1 項 5 号）に該当する危険があります。

東日本大震災においては、国や県などによる「被災者生活再建支援金」などの支給型の支援制度が準備されましたし、震災の規模によっては、同種の支援制度が用意されることも考えられます。これらを積極的に利用して生活再建を図るのがよいでしょう。具体的な制度の有無について、市役所等に問い合わせ、それでもどうしても生活再建ができない場合、生活保護の申請を検討するのがよいでしょう。

④—28 【破産免責】

④—28 【破産免責】

Q 大震災で財産を全て失ってしまい、借金を返せません。破産申立てをしようと考えているのですが、実は7年前にも破産申立てをして、免責許可決定が確定しています。今回、破産申立てをして、再び免責を得ることができるでしょうか。

A

免責許可の決定が確定した日から7年以内の破産申立ては、免責不許可事由とされています（破産法 252 条 1 項 10 号イ）。しかし、大規模震災を原因に財産を失い、破産したという場合には、裁判所の裁量で免責がされる可能性も十分に考えられます（同条 2 項）。

なお、免責許可の決定が確定した日から7年以内に破産申立てをする場合、免責許可を出すべきかどうか調査するため、管財事件となって相当額の管財費用の負担を命じられる可能性があります。もっとも、破産に至る事情を詳細に疎明できれば、状況により、同時廃止事件になる可能性が全くないとはいえません。

④—29【民事再生手続その他の手続】

Q 大震災で会社が倒産して、失業してしまいました。なんとか再就職をすることができましたが、給料はこれまでよりも下がりそうです。残っている住宅ローンとその他のローンを今までどおり返済していくのは難しそうですが、どうしたらいいでしょうか。

A

このような場合でも、原則として住宅ローンは支払わなければなりません。

この場合に住宅を残しながら、債務を整理することが可能かどうかはケースバイケースですが、任意整理、自然災害被災者債務整理ガイドライン、民事再生手続によって可能となる可能性はあります。

こういった手続が可能か、お近くの弁護士会に連絡をとって相談してみてください。

④—30【震災による再生計画の影響】

Q 私は地震前に民事再生を申し立て、再生計画が認可され、計画どおりの返済を続けていたところだったのですが、地震によって財産を失ってしまい、再生計画どおりの返済が難しくなりました。どうしたらよいでしょうか。

A

まず、再生計画の変更が考えられます。民事再生法 187 条 1 項は、再生計画認可の決定があったあとも、やむをえない事情で再生計画の遂行が困難とな

④－31【民事法律扶助制度（1）】

った場合は、裁判所に申し立てることで再生計画の変更を認めています。再生計画の変更が認められれば、再生計画で定められた弁済率や弁済期間を調整することが可能となります。地震によって財産を失ってもなお、弁済率や返済期間の調整により再生手続を継続することが可能なのであれば、再生計画の変更を検討することが適切でしょう。

④－31【民事法律扶助制度（1）】

Q 地震で財産を全て失ってしまい、弁護士に相談して破産しようと思うのですが、弁護士費用を用意できません。どうしたらよいでしょうか。

A

法テラスの民事法律扶助制度の利用が考えられます。

民事法律扶助制度とは、経済的に困窮している方の弁護士費用を立替えるという制度です。この制度を利用できれば、弁護士へ支払う着手金、実費等の立替えを受けられますので、現時点において財産を全て失っていても、破産手続を進めることが可能となります。

お近くの法テラス又は弁護士会で相談してみてください。

④—32【民事法律扶助制度（2）】

Q 地震で財産を全て失ってしまい、破産しようと弁護士に相談したところ、私が破産する場合は管財費用（予納金）が必要と言われました。しかし、地震で財産を全て失ってしまい、予納金を準備できません。どうしたらよいのでしょうか。

A

管財費用が必要となった場合、その支払方法としては、法テラスの利用が考えられます。法テラスが管財費用の援助をするには、「生活保護受給者」であることが要件になりますので、生活保護受給の条件を満たすのであればその申請を検討するのがよいと思われます。

生活保護については、⑧—22 以下を参照してください。

④—33【裁判期日の不出頭】

Q 債権者から訴えられ、裁判所から第1回口頭弁論の期日の通知が来ていましたが、震災の影響で裁判所に出頭できませんでした。裁判はどうなるのでしょうか。

A

原則論は、次のとおりです（なお、最高裁判所は、東日本大震災時、平成23年3月13日付で、各高等裁判所長官宛に、①期日の変更については一律に期日変更申請書の提出を求めるなどの対応をとることなく、事情に応じて職権による期日変更を行うなど柔軟な対応をとるべきこと、②当事者、代理人等が期日に出頭しない場

④-33【裁判期日の不出頭】

合も、その不出頭の事由等を十分考慮し、これらの当事者等に対し、不当な不利益を負わせることのないように配慮することを求めています。震災の規模によっては、同様の取扱いをすることも考えられます。

1 当事者双方の欠席

当該期日については、裁判所は期日の終了の宣言をした上で、職権による次回期日の指定を行うか、当事者による期日指定の申立てを待って、次回期日の指定を行うという流れになると思われます。裁判所に対して問い合わせて、対応してください。

2 相談者のみの欠席

(1) 答弁書を提出している場合

答弁書を陳述したと扱われ（擬制陳述、民事訴訟法 158 条）、次回期日が指定されると思われます。

(2) 答弁書を提出していない場合

制度上は、いわゆる欠席判決（被告が原告の主張を全て認めたことを前提とした判決）が下されることもありえるのですが、震災の影響を考慮すると、一度欠席をただけで欠席判決を下しているかは疑問です。次回期日を指定して期日を続行するか、期日を延期するという措置を裁判所が執っている可能性もあるので、裁判所に問い合わせてみるべきです。

④—34 【総量規制の緩和】

Q 貸金業法の総量規制（年収の3分の1）以上の借入をすでにしてしまっています。今回の地震で何かと入用なのですが、もう融資を受けることはできないでしょうか。

A

いわゆる総量規制（貸金業法13条の2）は、「当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるもの」については例外として適用がないとされ、社会通念上緊急に必要と認められる費用を支払うための貸付や事業を営む個人顧客に対する貸付に係る契約などであって、一定の条件を満たすものはこれにあたとされています（貸金業法施行規則10条の23）。

もっとも、これらの例外の適用をみるためには、契約内容や貸金業者に対して提出する書面に関し特別の規程が設けられています。政府は、東日本大震災時、これらの規制を緩和する時限措置を講じたこともありますし、震災の規模によっては、同様の措置がとられることもあります。

④—35 【被相続人の財産調査】

Q 父が今回の震災で死亡しました。相続のため、父の財産を調査したいのですが、自宅が津波で流されてしまい、父がどの銀行と取引があったのかわかりません。どうしたらよいでしょうか。

A

東日本大震災時、全国銀行協会は、震災の遺族を対象に、被相続人の口座の

④-36【自然災害被災者債務整理ガイドラインとは】

有無を一括して照会できる窓口を設けました（被災者預金口座照会センター。平成24年2月29日をもって制度自体は終了）。

当該震災についても、同様の窓口が創設されたとすれば、国内に本支店を有する銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、農業協同組合（含む連合会）、漁業協同組合（含む連合会）、商工組合中央金庫のほとんどの金融機関に口座があるかどうかを確認できます。まずは、このような窓口の新設がないか、全国銀行協会に確認すべきです。

④-36【自然災害被災者債務整理ガイドラインとは】

Q 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインとは、どのようなものですか。

A

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」といいます）は、災害救助法の適用を受けた自然災害を対象に、被災者である債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するために策定された金融機関等関係団体の自主的自立的な準則として策定されたものです。

ガイドラインの目的は、自然災害によって住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなり、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、債権者（主として金融債務に係る債権者）と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的としています。

ガイドラインには法的拘束力はありませんが、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守される

ことが期待されているものであり、金融機関等はこの準則による債務整理に誠実に協力することが求められます。

ガイドラインの具体的な内容は、ガイドラインを運営する一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のウェブサイト〈<https://www.dgl.or.jp>〉を参照してください。

④—37【ガイドラインを利用する利点】

Q ガイドラインによる債務整理を積極的に検討すべきなのはどのような場合ですか。

A

ガイドラインでは、特定調停手続を利用し、主に次のような枠組みで個人債務者や個人事業主の方の再生を図っていきます。

① 弁済型

個人再生類似の方法で、減免を受けた負債額を5年以内の分割で返済して行くというものです。

② 清算型

破産類似の方法で、財産を換価し配当をした上で、残債務については免除を受けるという方法です

③ 事業再建型

個人事業主の方が、減免を受けた負債を将来の事業の収益でもって弁済していくという方法です

以上の枠組みを制定するにあたり、①債務整理をしたことが信用情報機関に登録されないこと、②破産手続の場合に比べて手元に残せる財産（自由財産）が多いこと、③「公正な価額」を支払えば自宅等の資産を手元に残すこともできること、④債務整理をしても、原則として保証人に対して保証履行が求められる

④－38 【ガイドラインを利用できる債務者】

れないことなどがガイドラインによる債務整理手続の特徴となります。

このことから、まず、再建のために新たな借入れをしなければならない場合にはガイドラインによる債務整理を積極的に検討すべきです。

ガイドラインは、いわゆる二重ローン問題解消のために考案された制度です。破産等の手続を行ってしまうと、信用情報機関に債務整理の情報を登録されてしまい、事実上新たな借入などができなくなってしまいます。生活や事業再建のために新たな借入れが不可欠という場合、積極的にガイドラインによる債務整理を活用すべきです。

次に、債務整理手続を行うにあたり保証人に迷惑をかけられない場合も、ガイドラインによる債務整理を積極的に検討すべきかと思われます。

主債務者が破産をすると、保証人に一括弁済の請求がいきます。しかし、保証人も被災しており保証人に迷惑をかけることがためらわれる場合もあるかと思えます。ガイドラインでは保証人への請求が制限されていますので、保証人に迷惑がかけられない場合には、ガイドラインの活用が検討されるべきです。

なお、ガイドラインに基づく債務整理は、債務者本人が自身の名義で特定調停を申立して、調停を成立させることを目指すことになりますが、手続の進行にあたっては、弁護士・不動産管理士・税理士・公認会計士の「登録支援専門家」の支援を無料で受けることができます。

④－38 【ガイドラインを利用できる債務者】

Q ガイドラインに基づく債務整理は、どのような者であれば活用できますか。

A

ガイドラインでは、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる債務者を、以下の要件の全てに該当する者としています。

- ① 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが災害の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
- ② 弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む）を対象債権者に対して適正に開示していること。
- ③ 災害が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- ④ ガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
- ⑤ 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
- ⑥ 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
- ⑦ 破産法 252 条 1 項（10 号を除く）に規定される免責不許可事由がないこと。

④－39【ガイドライン：弁済計画案に同意しない債権者がいる場合】

Q ある債権者が弁済計画案に同意しないことが見込まれる場合も、ガイドラインによる債務整理をすることができますか。

A

確かに、ガイドラインによる債務整理は全対象債権者の同意が必要となる手続であり、債権者の同意が得られない場合にはガイドラインによる債務整理手続を進めても途中で終了となってしまう可能性はあります。

④-40 【ガイドライン：過払い金がある場合】

ただし、弁済計画案が適正なものであり、同意あるいは同意の見込みを得られない債権者が、対象債務者に対して有する債権額が少額であり、その債権者を除く調停条項案（弁済計画案）としても債権者間の衡平を害さない場合、その債権者を除く（その債権者の権利を変更しない内容の）調停条項案（弁済計画案）を作成することは許容されることがあります（「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」Q & A（以下、「ガイドライン Q & A」といいます）、Q 8-19 参照）。

また、協議によって、当初の弁済計画案から修正を加えたものであれば同意できると回答する債権者もいます。

いずれにせよ、当該手続の登録支援専門家とよく相談し、債権者への事前の打診を行いつつ手続を進めていくべきです。

④-40 【ガイドライン：過払い金がある場合】

Q 貸金業者に対して過払い金があることが見込まれる場合も、ガイドラインによる債務整理をすることができますか。

A

過払い金の概算見込み額すら未判明のままにガイドラインの利用をすることは控えるべきです。

ガイドラインは二重ローン問題を迅速に解決するための枠組みですので、ある程度、短期間で弁済計画案を取りまとめなければなりません。弁済計画案は、財産の清算価値（≡債務者の資産状況）を踏まえたものになりますので、過払い金の額（少なくとも概算見込み額）が未判明ですと、弁済計画案の取りまとめに支障をきたします。

確かに過払い金をめぐる近時の情勢では、財務状況の悪化している消費者金融もあり、そういったところは任意の返済では回収が先になり、かといって判

決をとって執行をしても十二分な回収ができないということもあり、過払金額の確定に時間がかかる場合もあります。

ただ、そのような相手であっても、事前に受任通知を出し、少なくとも概算見込み額や回収可能性までは明らかにしておく必要があります。

④—41 【ガイドライン：仮設住宅退去後に既存債務の弁済ができなくなる場合】

Q 今は仮設住宅に居住しているため、既存の債務を弁済できていますが、近い将来、アパートを借りることによって家賃が発生して、既存債務の弁済ができなくなることが確実である場合、ガイドラインによる債務整理をすることができますか。

A

ガイドラインによる債務整理を申し出るための要件としては、「住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。」が必要とされています（ガイドライン第3項（1）①）。

「近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれる」とは、現時点では約定どおりの返済ができていたものの、債務者が資力を欠いているために、近い将来、特定の債務だけでなく、その他の債務全般について返済できなくなることが、確実に見込まれる状態をいい、民事再生手続における「支払不能のおそれ」に相当する状態を指します。

この要件に該当するかどうかは、債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断されま

④-41 【ガイドライン：仮設住宅退去後に既存債務の弁済ができなくなる場合】

すが、例えば、収入が途絶えて、就労の見通しが立たず、債務全般の返済ができなくなった場合や、就業していても、収入が減少し、地域における一般的な生計費等を考慮した家計収支の状況等から、債務全般の返済ができなくなった場合等は「既往債務を弁済することができない」場合に該当し、これらの場合で、貯蓄等により当面は約定どおりの返済が可能であっても、近い将来に返済ができなくなることが明らかである場合は、「近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれる」場合に該当するものと考えられます（ガイドライン Q & A、Q 3-2 参照）。

したがって、本件のように今は仮設住宅に居住しているため、既存の債務を弁済できていますが、近い将来、アパートを借りることによって家賃が発生すると、既存債務の弁済ができなくなることが確実であるといえるのであれば、ガイドラインによる債務整理をすることができると考えられます。

④—42【ガイドライン：自動車などの生活必需品を新たな借入で購入した場合、又はこれを所有し続けたい場合】

Q ①今は仮設住宅に居住しているため、既存の債務を弁済できていますが、津波で流されてしまった生活必需品たる自動車を、近い将来新たな借入で購入せざるを得ず、既存債務の弁済ができなくなることが確実である場合、ガイドラインによる債務整理をすることができますか。②震災前に購入した自動車（ローン付き）を、ガイドラインによる債務整理の申出後も所有して使用し続けることはできますか。③ガイドラインによる債務整理の申出後に、生活に必要となって自動車を購入しました。これを所有して使用し続けることはできますか。

A

1 Q①について

ガイドラインによる債務整理を申し出るための要件としては、「住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。」が必要とされています（ガイドライン第3項（1）①）。

「近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれる」といえるかどうかについては、④—41【ガイドライン：仮設住宅退去後に既存債務の弁済ができなくなる場合】を参照してください。

本件のように今は仮設住宅に居住しているため、既存の債務を弁済できていますが、津波で流されてしまった生活必需品たる自動車を、近い将来新たな借入で購入せざるをえず、既存債務の弁済ができなくなることが確実である場合は、購入する自動車の価格等にもよりますが、一般にはガイドラインによる

④—42【ガイドライン：自動車などの生活必需品を新たな借入で購入したい場合、又はこれを所有し続けたい場合】

債務整理をすることができると考えられます。なお自動車以外にも、今後、生活や事業の再建のために、不動産、運転資金の借入れ等を予定している場合は、本ガイドラインの利用を積極的に検討すべきであるといえます。

2 Q②について

ローン付き自動車については、所有権が債権者に留保されていることも多いと考えられます。このため、ガイドラインによる債務整理を申し出る前にローンの支払を滞納し、期限の利益を債務者が喪失している場合、自動車が債権者に引き上げられてしまうことが考えられます。

他方、ガイドラインによる債務整理を申し出るまでにローンの滞納など期限の利益を喪失する事由がないのであれば、ガイドラインによる債務整理の申出があった時点で、ガイドライン上、一時停止の効力が生じるとされています（対象債権者から書面による異議が述べられた場合を除く）。

この一時停止の効果として、全ての対象債権者は、一時停止が開始した日（一時停止の開始日）における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならないものとされています（ガイドライン第7項（1）③）。

この規定に基づけば、本件のようなローン付き自動車の所有権が債権者に留保されていたとしても、債権者は、この担保権を実行して自動車を処分することはできないことになります。

ちなみに、この場合の自動車を保有するときの弁済計画案の内容ですが、その債務者が将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある場合は、当該自動車を含む債務者の資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済内容とすることが求められます。

一方、債務者が将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがない場合は、対象債権者に対して債務の減免を要請するに際し、ガイドラインの申出の時点において保有する全ての資産（本件の自動車を含みます）を処分・換価、又は処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済して、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済を行い、その後全ての対象債権者に対して、それぞれ

の債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受けるという内容とすることになります。したがって、本件自動車を保有したい場合は、その公正な価額に相当する額を弁済すべきことになります。

3 Q③について

ガイドラインによる債務整理の申出後に、生活に必要な自動車を購入した場合は、その後もこれを使用し続けることはできます。ただしその購入に際してローンを利用した場合、災害の影響によって弁済できなくなった「既往債務」には当たらないため、債務の減免対象とならず、全額の支払をすることが必要となります。

この自動車は、ガイドラインによる債務整理の申出時点において保有する「資産」には含まれないため、弁済計画策定における処分・換価（又は処分・換価の代わりになされる、「公正な価額」に相当する額の弁済）をすべき対象とはなりません。

④—43【ガイドライン：自由財産の範囲、生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義援金】

Q 債務者の返済能力を判断する場合、生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義援金も債務者の資産に含めて判断しなければなりません。すでに受け取って現預金として保管している場合はどうですか。

A

ガイドラインを利用する場合も、債務者は、破産手続において「自由財産」と扱われる財産を手元に残すことが可能です（ガイドライン第8項（2）①ハ）。具体的には、例えば、①債務整理の申出後に、新たに取得した財産、②差押禁止財産（生活に欠くことのできない家財道具等）、③現金（上限がありま

④－44 【ガイドライン：震災前に期限の利益喪失事由がある場合】

す)、④破産法 34 条 4 項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産は「自由財産」に該当します。

④－24 【生活再建支援金・義援金と破産手続】のとおり、生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義援金については、すでに受け取って現預金として保管している場合も含めて、②の差押禁止財産に該当します。したがって、これらの金銭は、自由財産とされる財産に該当するものとして、債務者の手元に残すことが可能です。

④－44 【ガイドライン：震災前に期限の利益喪失事由がある場合】

Q 震災前に期限の利益喪失事由が発生したことがあるケースであっても、ガイドラインによる債務整理をすることができる場合がありますか。

A

対象債権者の同意を得られた場合には、震災前に期限の利益喪失事由がある場合でもガイドラインを利用できます。

ガイドライン第 3 項 (1) ③ただし書では、「当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない」としています。

したがって、代理人としては期限の利益の喪失事由があった債務者の場合には、対象債権者の同意が得られるよう事前に折衝を行うこととなります。期限の利益の喪失事由があった後の弁済に関する対象債権者と債務者との間のやりとりについて積極的に事情を聴取しましょう。

④—45【ガイドライン：免責不許可事由がある場合】

Q 破産法上の免責不許可事由があるのですが、ガイドラインによる債務整理をすることができる場合がありますか。

A

ガイドライン第3項(1)⑦では「破産法……第252条第1項(第10号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。」として、ガイドラインを利用できる債務者の要件をあげています。

しかし、本ガイドラインはそもそも震災によって被災者の方々が債務を不合理にも負担し続けなければならない状況を解消し、再スタートを切る事を目的として策定されているのですから、破産実務より厳格に当該事由の存否を解釈すべき理由はないと考えます。また、ガイドラインが清算型だけではなく、再建型をも含んでいることからしても、個人民事再生にない要件を付しただけでなく、さらに破産法の実務よりも厳しく運用するのではあまりにも不均衡です。

したがって、免責不許可事由が存在することだけを理由としてガイドラインの要件を充たさないと判断することは慎重であるべきです。

ちなみに、ガイドライン第10項(4)では、ガイドラインの運用につき、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン(平成23年7月)」の運用を参考とすることとされているところ、同制度の運用基準において、浪費等の有無の検証方法について詳しく定められています。免責不許可事由のうち、少なくとも浪費に関する要件は、登録支援専門家であればその該当性について判断することができますので、登録支援専門家へ相談することをお勧めします。

④-46 【ガイドラインに基づく債務整理の対象となる債権】

④-46 【ガイドラインに基づく債務整理の対象となる債権】

Q ガイドラインに基づく債務整理は、どのような債権でも可能ですか。

A

ガイドライン第3項(2)は、ガイドラインに基づく債務整理を行える「対象債権者」について、「金融機関等（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社及び債権回収会社並びに信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社）」が対象となると規定しています。

また、ガイドライン第3項(2)ただし書として、「本ガイドラインに基づく債務整理を行う上で必要なときは、その他の債権者も含むこととする」とも規定されています。この要件に該当する場合としては、債務整理の申出の時点において保有する自由財産を除く全ての資産を換価・処分して弁済に充てる内容の弁済計画案を作成する場合や、対象債務者や対象債権者が、登録支援専門家の支援を受けつつ協議の上で、金融機関等以外の対象債権者を含めることが妥当だと判断した場合などがあげられます。

具体的には、住宅貸付を行う共済組合や、取引債権者なども対象となりうると考えられています（以上につき、ガイドラインQ&A、Q 2-1参照）。

④-47【ガイドライン：債務整理の開始（1）】

Q ガイドラインによる債務整理は、どのように開始するのですか。

A

ガイドラインは、債務整理を望む債務者が、自身の負う債務（ガイドラインに基づく債務整理の対象にしようとするものに限る）のうち、元金総額が最大の者に対し、ガイドラインに基づく債務整理手続に着手することを申し出ることから開始されます。

債務者からガイドラインに基づく債務整理着手の申出を受けた債権者は、10営業日以内に、ガイドラインに基づく債務整理手続に着手することへの同意又は不同意の意思表示をしなければなりません。

この債権者からの同意書を受け取った債務者は、自身の居住地を管轄する登録団体（手続の開始に関しては、主として弁護士会）に連絡をすることで、自身の手続を中立かつ公正な立場で支援する登録支援専門家を委嘱してもらえることになります。

その後債務者は、財産目録や債権者一覧表などの必要書類とともに、全ての対象債権者に対し、ガイドラインによる債務整理の開始を書面により申出をし、債権者らと協議の上、債務整理計画（＝調停条項案）への同意を求めていくことになります。

最終的に債務者は、簡易裁判所に対し、特定調停の申立てを行うことになるのですが、各手続とも、登録支援専門家の支援を受けながら進めることになります。

具体的な手続などについては、ご自身の件について委嘱された登録支援専門家と連携しながら進めていきましょう。

④-48 【ガイドライン：債務整理の開始（2）】

Q 本ガイドラインを利用するため、元金が最大額の債権者に対し、ガイドラインに基づく債務整理手続に着手することを申し出たのですが、債権者が同意してくれません。どうすればよいでしょうか。

A

具体的な場合にもよりますが、債務者からの手続着手の申出に対し、ガイドラインについて理解が十分でないなどの理由から、金融機関等の窓口担当者などに「そんなガイドラインは知らない」「手続着手は認められない」「同意書は発行できない」と対応されることは考えられます。

債権者は、債務者からの手続着手の申出に対し、当該債務者がガイドラインを利用するための要件に該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出に対する不同意の意思を表してはならないとされています。したがって、上述のような債権者の意思表示は、原則として不適切な対応となります。

仮に債権者から手続着手の申出に対する不同意の意思を表示してしまった場合、当該団体の属する業界団体の苦情・相談受付窓口へ連絡し、同業界団体から債権者の対応を改めてもらう方法が考えられます。また、震災直後は、各弁護士会がガイドラインに基づく債務整理手続の手続進行について、種々の援助を行っていることも考えられますので、お住まいの地域を管轄する弁護士会へ問い合わせしてみることもお勧めいたします。

④－49 【ガイドライン：債権者一覧表】

Q ガイドライン申立てにあたり、津波により書類等が流されて債権者や債権額が把握できなかったり、債権者の協力が得られずに債権調査に時間を要する等の理由で、申立に必要な債権者一覧表が正確に記載できなかったりする場合は、どのようにすればよいですか。

A

債権調査にあたっては、できる限り債権者名、債権額についての正確な情報を提出することが望ましいことはいうまでもありません。しかしながら、正確を期すあまり債権調査に時間を要すると、申立者の資産状況、債務の把握状況によっては、申立者の意に反して延滞が発生し、信用情報機関等にその旨登録される不利益が発生する可能性もあるので、申立てはある程度速やかに行うべきです。

そこで、十分な調査を行っても申立段階で完全な情報を記載することはできない場合には、概算額や見込額、他の情報から債務を負っている見込みのある債権者名を記載して申立てを行うこととし、申立て後、正確な情報が判明次第、適宜訂正し、また、新たに債権者が確認できた場合には、訂正後の債権者に対して速やかに通知することにより、事後的に要件を満たせば足りると思います。

いずれにせよ、ガイドラインに基づく債務整理手続は、登録支援専門家とともに進めていくことになりますので、債務状況等、わからない点があれば、適宜、登録支援専門家に相談していくこととなります。

④—51【ガイドライン：弁済計画案の内容・原則】

④—50【ガイドライン：公正な価額】

Q ガイドライン第8項(2)①ハの「公正な価額」の金額の判断に際して、例えば津波による塩の害を受けた土地等の「公正な価額」はどのように判断すべきですか。

A

「公正な価額」は、適切な評価基準日を設定の上、財産を処分するものとして評価するものとされており、基本的には、債務整理の申出時が基準となるものとされています（ガイドラインQ&A、Q8-5及びQ8-2参照）。

したがって、震災の影響により、処分価額自体に客観的に評価しうる減価が発生している場合には、「公正な価額」とは、震災前ではなく、現在の減価後の価額として評価することになります。

不動産の評価は、登録支援専門家として不動産鑑定士が追加委嘱され、鑑定士が行うことが多いです。追加委嘱の手続は、登録支援専門家の弁護士に聞いてみてください。

④—51【ガイドライン：弁済計画案の内容・原則】

Q 弁済計画案には、原則として、どのような事項を記載すべきですか。

A

ガイドラインでは、①債務の弁済ができなくなった理由、②財産の状況（財産の評価は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う）、③債務弁済計画（原則5年以内）、④資産の換価・処分の方

針、⑤対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容を、原則として弁済計画案に記載しなければならないとしています（ガイドライン第8項（2）①イ、同②イ本文参照）。

弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならなりません（ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りではありません）。

また、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければなりません。

将来において継続的にも反復しても収入を得る見込みがない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務整理の申出をした時点において保有する全ての資産（破産法34条3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産（いわゆる「自由財産」）、同条4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く）を処分・換価して（処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む）、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとするのが求められています（ただし、債権額20万円以上（この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる）の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る）。なお、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられません。

ガイドラインでは、上述の内容を備えた調停条項案を債権者らに提出し、協議を進めていくこととなりますが、債務者は、登録支援専門家の支援の下、手続を進めていくことができます。実際の債務整理手続においては、上述の調停

④—52【ガイドライン：弁済計画案の内容・個人事業主の場合】

条項案を債務者だけで作成することはないと思われますので、登録支援専門家と協議しながら手続を進めていくことをお勧めします。

④—52【ガイドライン：弁済計画案の内容・個人事業主の場合】

Q 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主の場合、弁済計画案にはどのようなことを記載しなければならないですか。

A

④—51【ガイドライン：弁済計画案の内容・原則】で述べた内容に加え、①事業見通し（売上・原価・経費）、②収支計画、③災害発生以前においても、すでに事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、特定調停成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容としなければなりません（ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない）。

また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容としなければなりません。

④—51【ガイドライン：弁済計画案の内容・原則】でも述べたとおり、登録支援専門家と詳細な協議を重ねた上、調停条項案の完成を目指すべきでしょう。

④—53【ガイドライン：弁済計画案の内容・債務の減免を要請する場合】

Q ガイドラインに基づく債務整理で、対象債権者に債務の減免を求める場合、どのような弁済計画案にするべきですか。

A

ガイドラインでは、次に述べる条件を満たした調停条項案を作成しなければならないとされています。

まず、①調停条項案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約しなければなりません。

次に、②特定調停手続の中で確定した弁済期間中に、このガイドラインを利用できる債務者たる要件のいずれかを充足しないことが判明した場合（ガイドライン第3項参照。第3項（1）④と⑤の要件は欠けてもよいとされています）や、①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意にかかわらず、債務額の全額を直ちに支払わなければならないという内容の条項を設ける必要があります。

④—51【ガイドライン：弁済計画案の内容・原則】でも述べたとおり、登録支援専門家と詳細な協議を重ねた上、調停条項案の完成を目指すべきでしょう。

④—54【ガイドライン：弁済計画案の内容・保証債務がある場合】

Q 保証債務がある場合、弁済計画案の作成にあたって注意することはありますか。

A

債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、①保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い、②保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態等の事情を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人（ただし、個人に限る。以下同じ）に対する保証履行は求めないこととされています。

そして、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとされています。

④—51【ガイドライン：弁済計画案の内容・原則】でも述べたとおり、登録支援専門家と詳細な協議を重ねた上、調停条項案の完成を目指すべきでしょう。